2012.1.19

2012 春季生活闘争
第２回中央闘争委員会 確認事項

Ⅰ．最近の特徴的な動き

１．直近の情勢

政府は、2012 年度の経済成長率について、物価変動の影響を除いた実質で 2.2%（名目は 2.0%）とする「平成 24 年度政府経済見通し」を決定した。見通しでは東日本大震災からの本格的な復興に伴って内需が持ち直し、輸出も回復するとしている。ただ、円高や海外経済の減速で輸出などが伸び悩むため、実質 2.7～2.9%としていた８月時点の成長率見通しからは、下方修正した。一方、民間のシンクタンクでは野村証券が実質 1.7%、日本総研が同 1.8%と、政府より悲観的な見通しを示している。これは、欧州の債務危機防止策は不十分で海外景気の失速や円高で輸出が落ち込む懸念があるとみているためだが、これについて政府は「(債務危機による）世界の金融資本市場の動揺は各国政府の努力で安定化する」としている。また、完全失業率は 4.3%程度、消費者物価指数は前年度比 0.1%上昇と４年ぶりのプラスを見込んでいる。

２．第 180 通常国会に向けた課題

2012 年 1 月 24 日に開かれる予定である第 180 通常国会では、2012 年度予算案などのほか、第 179 臨時国会で継続審議となった改正派遣法、国家公務員制度改革関連四法案等、重要法案の審議が行われる。これらは、東日本大震災からの復興・再生をはかり、円高・デフレ状況を早期に脱却し、日本経済を持続的成長軌道に乗せるとともに、国民に将来の希望と安心を示すために極めて重要なものである。このため、この期間に審議、成立が求められる重要法案への対応等を「政策・制度 実現の取り組み方針（その 2)」（第 4 回中央執行委員会確認）として決定し、取り組みを強化していく。

また、昨年末、労働法制に関する厚生労働省労働政策審議会における建議や、社会保障と税の一体改革素案の閣議報告がなされた。概要は以下の通り。

（１）有期契約法制

昨年 12 月 26 日、「有期労働契約の在り方について（報告)」の建議がなされ、連合が求めてきた、有期労働契約が 5 年を超えて反復更新された場合に、労働者の申出により期間の定めのない労働契約に転換させる仕組み（利用可能期間制限）の導入、解雇権濫用法理を類推適用するとした「雇止め法理」の制定法化、労働契約の期間の定めを理由とする不合理な処遇の禁止規定な

どについて、労働契約法の改正を中心に措置する内容となっている。詳細については、同日付け事務局長談話を参照。

（２）高齢者雇用

昨年 12 月 28 日、「今後の高年齢者雇用対策について」の建議がなされ、2013 年 4 月からの年金支給開始年齢の引き上げが目前に迫る中で、希望者全員の 65 歳までの雇用確保措置を義務付ける法整備と、高年齢者の多様な雇用・就業ニーズに応じた環境整備を求める内容が盛り込まれた。詳細については、同日付け事務局長談話を参照。

（３）社会保障・税一体改革

政府は、1 月 6 日「社会保障・税一体改革素案」（以下、一体改革素案）をに決定し、閣議報告した。一体改革素案は、2011 年 6 月に決定した「社会保障・税一体改革成案」に基づき、2010 年代半ばまでの改革の姿を具体化したものである。詳細については、同日付け事務局長談話を参照。

Ⅱ．当面の闘いの進め方

１．要求提出と回答ゾーンへの集中化

各産別・単組は２月末までに要求を提出するとともに、回答の引き出しについては、可能な限り第１先行組合の回答ゾーン（３月12日～17日、ヤマ場の中心：３月14日（水）～15日（木））により多くの組合が集中できるよう準備と事前交渉に全力をあげる。各共闘連絡会議は、中核組合を中心に情報の開示を積極的に行い、より波及力を高めることとする。

２．中小・地場共闘強化の具体的進め方

（１）中小共闘の取り組み

構成組織は、中小組合の賃金の底上げ・格差是正に向けて交渉の支援体制を整備する。同時に、中小組合の多くが地方に所在することを踏まえ地方連合会が設置する地方共闘連絡会議（仮称）に積極的に参加し、地域における相場形成と波及に役割を果たす。

なお、各共闘連絡会議において中堅・中小代表銘柄の設定に関して議論を深化させる。

（２）地方連合会の対応（第１回地方連合会事務局長会議提出資料から抜粋）

① 地場共闘の強化をはかるべく、地方共闘連絡会議（仮称）を設置する。

なお、県単位の「共闘連絡会議」の設置については、「共闘連絡会議」の設置あるいは、既存の協議機関への参加者拡大等により、その機能を代替

することとする。なお、設置した機関の名称と開催要領の大綱について本部に報告する。(2 月末日まで)

② 取り組み状況の報告

地方連合会は、地場共闘に参加する組合から取組み内容・状況の報告を受け、闘争推進の情報共有を図る。同時に連合本部に対しても随時その内容を報告する。

③ 春季生活闘争を通じた組織拡大

2012 春季生活闘争は、未組織労働者も含めた「全ての働く者の処遇改善」の 3 年目の闘いと位置づけている。交渉期間の前後を通じ、組織拡大、組織強化・点検活動を進めるとともに、未組織・未加盟組合への情報提供、相談対応を積極的に進める。街宣活動等、「目に見える連合」をアピールしつつ、組織拡大の運動に寄与させていく。

④ 地域ミニマム運動の展開

地方連合会での要求目安と到達水準目標値の設定にあたっては、地域ミニマム運動で把握した賃金分析結果を活用し、実態に即した方針を示す。

なお、2012 春季闘争後の地域ミニマム運動で把握する賃金実態と分析については、極力早期化していくこととする。

３．非正規共闘、パート・有期契約共闘の強化

① 非正規共闘の取り組み

すべての労働者の処遇改善のための取り組みは、今春季生活闘争で３年目となる。産別・単組は、「間接雇用労働者に向けた取り組み事例集」等を参考にしながら「職場からはじめよう運動」を進め、組合員の一層の理解を深めるとともに組織労働者としての社会的責任を果たし、同時に企業に対してはＣＳＲの観点から協議等を積極的に行っていく。また、未組織労働者をはじめとする社会全体へのアピールのため、地方連合会も含めてキャンペーンや労働相談等を展開していく。具体的には、「非正規労働者に関わる当面の社会的キャンペーンの取り組みについて」(2011 年 12 月２日・中央委員会確認）にもとづき運動を積極的に展開する。

② パート・有期契約共闘の取り組み

パート・有期契約共闘に参加する産別は、パートタイム労働者の均等・均衡待遇に向けた処遇改善のため、パート・有期契約共闘で確認した方針にもとづき取り組みを強化する。

４．最低賃金の取り組み

低所得者層の増加や二極化のなかで、法定最低賃金の役割は重要度を増していることを前提に確認する「2012 最低賃金の取り組み方針」にもとづき、中央・地方の最低賃金審議会に臨む。

５．共闘連絡会議の開催について

各共闘連絡会議の事務局長・書記長会議と代表者全体会議を、下記の日程で開催し、産別の闘争方針をはじめ情勢等の共通認識を深め、2012春季生活闘争に臨む各産別の意思の確認と情報の共有化をはかる。

○金属共闘連絡会議	１月23日
○化学・食品・製造等共闘連絡会議	１月18日
○流通・サービス・金融共闘連絡会議	１月18日
○インフラ・公益共闘連絡会議	１月24日
○交通・運輸共闘連絡会議	１月18日
※共闘連絡会議全体集会	３月９日

６．当面の日程

（１）機関会議

2012年１月17日　第２回戦術委員会
１月19日　第２回中央闘争委員会
１月30日　最賃全国会議
２月14日　第３回戦術委員会
２月16日　第３回中央闘争委員会
３月６日　第４回戦術委員会
３月９日　第４回中央闘争委員会

（２）諸行動

2012年１月25日　連合・日本経団連首脳懇談会
２月1～3日　集中労働相談
２月16日「社会保障と税の一体改革」実現集会
２月10日　2012春季生活闘争・闘争開始宣言2.10中央集会
３月６日　東日本大震災1周年『絆』集会
2012春季生活闘争・政策制度要求実現中央集会
３月８日　国際女性デー全国行動・中央集会
４月３日　2012春季生活闘争・中央共闘推進集会

以　　上